

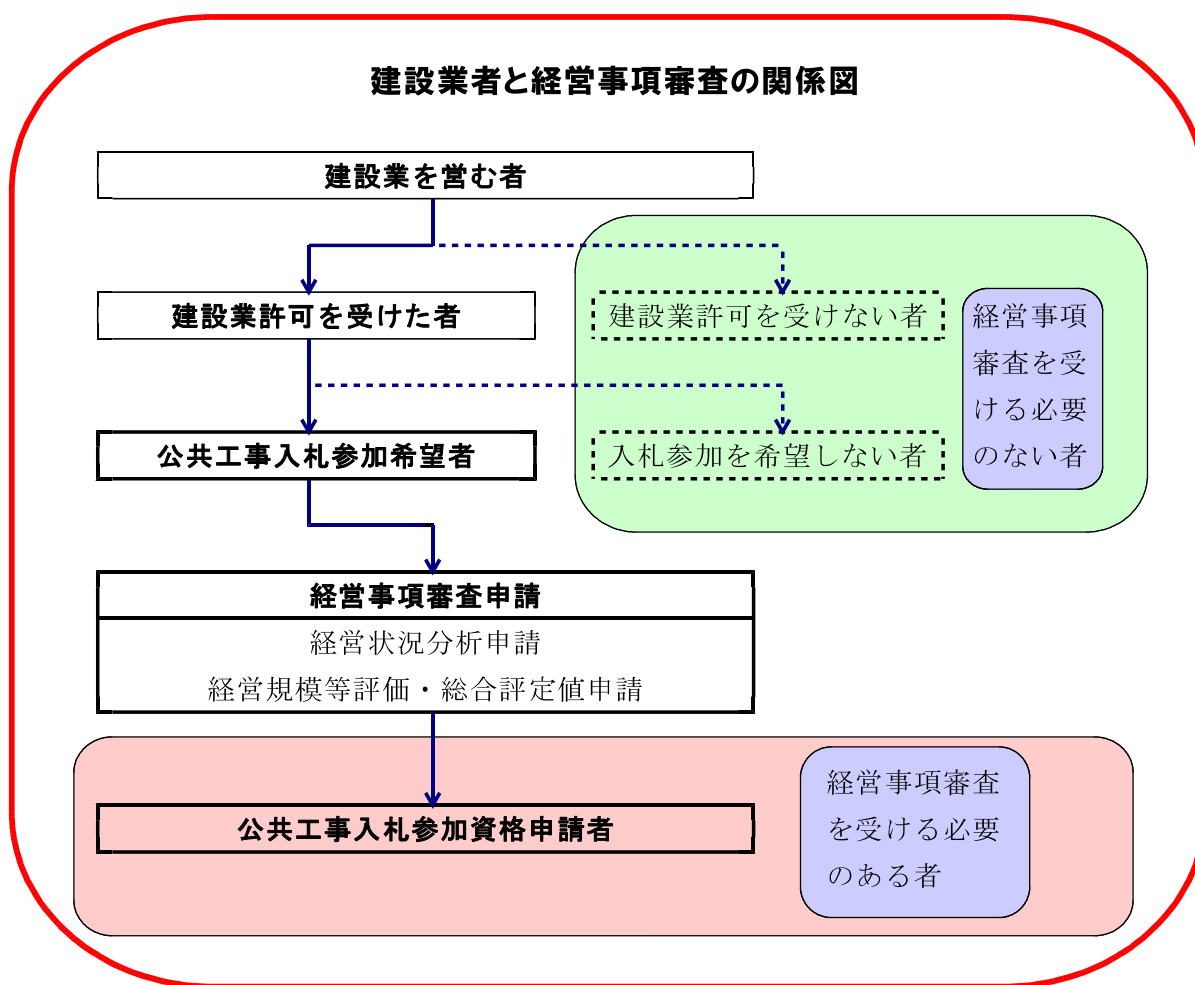
1 経営事項審査の概要

(1) 経営事項審査とは

経営事項審査^{注1}とは、建設業法第27条の23に規定されている制度で、審査基準日現在の建設業者の経営規模、経営状況、技術力、社会性などを総合的に評価する制度です。

一定の公共性のある施設又は工作物に関する建設工事^{注2}を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設工事の種別ごとにこの経営事項審査を受けなければなりません。

建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。



注1 経営事項審査を受けることができる者は、建設業の許可を受けて建設業を営む者に限られます。

注2 経営事項審査の義務付けの対象となる「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」の範囲は、建設業法施行令第45条に定められており、国、地方公共団体、法人税法別表第1の公共法人及び特殊法人（一部を除く）が発注者である施設又は工作物に関する建設工事です。ただし、軽微な建設工事（建築一式工事は1,500万円未満、その他の建設工事は500万円未満。金額は消費税込み。）や、物理的・経済的に影響の大きい災害等により必要を生じた応急の建設工事については、義務付けの対象外とされています。なお、通常の災害復旧工事は、義務付けの対象となります。

(2) 審査基準日

経営事項審査の基準となる日（以下「審査基準日」といいます。）は、申請日の直前の事業年度の終了の日（決算日）となります。つまり、例えばある会社の決算日が3月31日であれば、3月31日時点におけるその会社の経営規模、経営状況、技術力、社会性などを審査することになります。

なお、申請日において、1年以上前の決算日を審査基準日とする経営事項審査を受審することは、できません。例えば、令和3年3月31日の決算日を審査基準日とした経営事項審査を受けていない会社が、令和4年4月に受審する場合の審査基準日は、令和4年3月31日となります。

(3) 有効期限

経営事項審査は、一度受ければよいというものではありません。経営事項審査には有効期限があり、審査基準日から1年7か月の間に限られています（図1参照）。

このため、毎年続けて公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7か月間の“公共工事を請け負うことができる期間”が切れ目なく継続するように、毎年定期的に経営事項審査を受ける必要があります（次ページ図2参照）。

もし、申請が遅れてしまうと、審査や結果通知が遅れ、“公共工事を請け負うことができる期間”が継続せず切れ目ができてしまい、その分だけ“公共工事を請け負うことができる期間”が短くなるおそれがあります。

図3（次ページ参照）は、2年目の申請時期が遅れたために、公共工事を請け負うことができる期間が短くなり、しかも“公共工事を請け負うことができる期間”が継続せず、公共工事を請け負うことができない期間ができてしまった例です。

申請者においては、このような事態にならないように十分注意する必要があります。

なお、当然のことですが、単に申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了していなければなりません。したがって、公共工事の受注を希望される方は、申請後審査が終了するまでの時間的余裕を十分に見込んだ上で、早めに申請を行う必要があります。

図1（経営事項審査の有効期限）

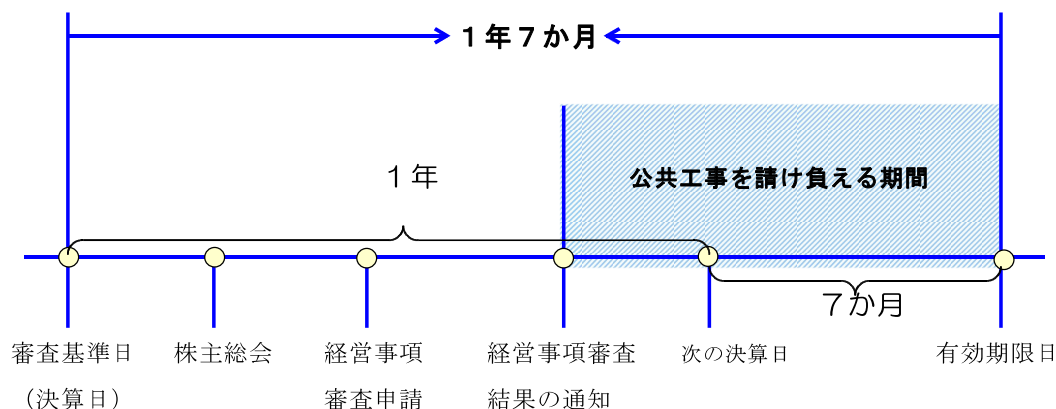


図2（経営事項審査を切れ目なく受審したケース）

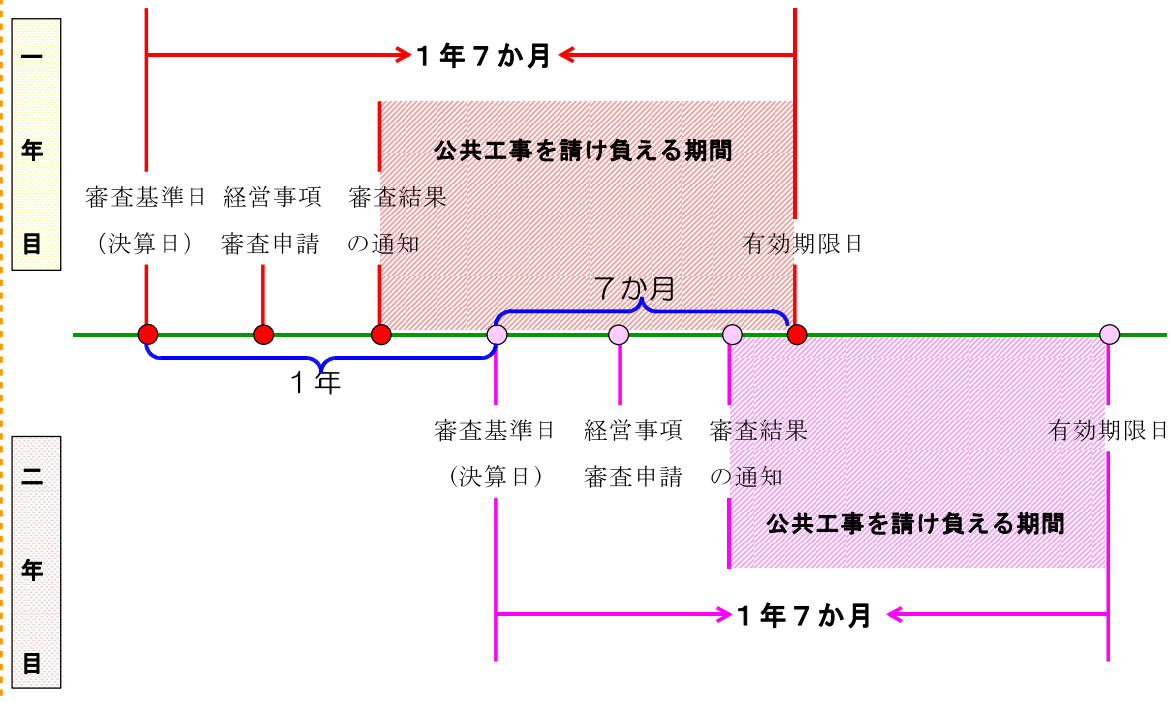


図3（申請が遅かったため有効期限が切れてしまったケース）

